平成３１年２月藤沢市議会定例会
議案第６８号・第６９号資料

議案第６８号藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第６９号藤沢市一般職員の給与に関する条例等の一部改正について

１　常勤の特別職職員の期末手当について

一般職職員の期末・勤勉手当については、平成３１年度以降の６月期及び１２月期の支給月数が均等となるように配分し直します。これにあわせて、市長等常勤の特別職職員の期末手当についても同様に改定を行うこととします。なお、この改定は、平成３１年４月１日から実施します。

期	期末手当（現　行）	期末手当（改定後）	改定差
6月期	1.525月	1.60 月	0.075月
12月期	1.675月	1.60 月	△0.075月
合計	3.20 月	3.20 月	－

２　一般職職員の給与改定について

人事院の調査により、平成３０年は民間における賃金の引上げを図る動きを反映して、４月の月例給及び特別給（ボーナス）ともに、民間給与が国家公務員給与を上回る結果となりました。そのため、平成３０年８月に人事院より平成２６年から５年続けての俸給表及び期末・勤勉手当の引上げが勧告され、国家公務員の「一般職の職員の給与に関する法律」は、既に改正されています。

地方公務員の給与改定について、国からは、各地方公共団体において、地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応するとともに、給与の適正化を図るため必要な措置を講ずるよう要請されているところです。

これを受け、本市においては、これまでも人事院勧告の内容を尊重した対応を図っており、今年度も同様に、人事院勧告の内容に準じて本市職員の給与改定を行うため、必要な条例改正をするものです。

（１）改定内容について

①給料表

人事院勧告では、行政職俸給表（一）を平均０．２％引き上げることとし、引上げに当たっては、初任給について、民間の初任給との間に差があることを踏まえて１，５００円引き上げ、若年層についても１，０００円程度の改定を行うこととしています。その他の俸給表についても、行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定することとしています。

本市においても、同様の観点から、行政職給料表（１）他４給料表について、引

き上げ改定を行うこととします。

本市の行政職給料表（１）適用職員の給料改定額等については、次のとおりです。

区　　分	現　行	改定後	改定額	改定率
給　　料	312,026円	312,656円	630円	0.20%

※平均年齢　39.6歳　　平均経験年数　17.5年

なお、行政職、医療職及び全職員の給料改定額及び改定率については、次のとおりです。

区　　分	行　政　職	医　療　職	全　職　員
改 定 額	606円	795円	648円
改 定 率	0.19%	0.26%	0.21%

②初任給調整手当

人事院勧告では、医師の処遇確保を図る観点から、医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し、初任給調整手当を引き上げることとしています。

本市においても、国と同様に医師の初任給調整手当について、引き上げることとします。

③扶養手当

平成２８年人事院勧告では、民間企業及び国家公務員における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、これにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引き上げることとしています。

本市においても、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、子に係る手当額は配偶者がない場合の１人目の額に引き上げることとします。

ア．親族区分別扶養手当額

親族区分	現　行	改定後	改定額
配偶者	13,700円	7,800円	△5,900円
配偶者以外（２人目まで）	7,800円	11,200円（子）	3,400円
		7,800円（父母等）	－
配偶者以外（３人目以降）	6,500円	11,200円（子）	4,700円
		7,800円（父母等）	1,300円
配偶者以外（配偶者がない場合の１人目）	11,200円	11,200円（子）	－
		7,800円（父母等）	△3,400円

なお、配偶者に係る扶養手当額の減額については、受給者への影響を少なくする観点から、平成３１年度については経過措置期間とし、あわせて、子に係る扶養手当額の引き上げについても、１段階を設け、平成３２年度以降については、条例本則どおりの手当額とします。

イ．経過措置

<table>
<tr><th colspan="2">親族区分</th><th>平成30年度
（ 現　行 ）</th><th>平成31年度
（経過措置）</th><th>平成32年度
以降</th></tr>
<tr><td colspan="2">配偶者</td><td>13,700円</td><td>10,700円</td><td>7,800円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">子</td><td>２人目まで</td><td>7,800円</td><td>9,400円</td><td rowspan="3">11,200円</td></tr>
<tr><td>３人目以降</td><td>6,500円</td><td>9,400円</td></tr>
<tr><td>配偶者がない場合の１人目</td><td>11,200円</td><td>11,200円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">父
母
等</td><td>２人目まで</td><td>7,800円</td><td>7,800円</td><td rowspan="3">7,800円</td></tr>
<tr><td>３人目以降</td><td>6,500円</td><td>7,800円</td></tr>
<tr><td>配偶者がない場合の１人目</td><td>11,200円</td><td>9,400円
（子がない場合）</td></tr>
</table>

④宿日直手当

人事院勧告では、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、宿日直手当を引き上げることとしています。

本市においても、国と同様に市民病院に勤務する医師等の宿日直手当について、引き上げることとします。

⑤期末・勤勉手当

人事院勧告では、民間の支給割合に見合うように、支給月数を０．０５月分引き上げ、年４．４５月分としています（改定後①）。引上げの０．０５月分については、勤務実績に応じた給与を推進するため勤勉手当に配分することとし、平成３１年度以降については、６月期及び１２月期の勤勉手当が均等となるように配分することとしています。あわせて、６月期及び１２月期の期末手当も均等となるように配分し直すこととしています（改定後②）。再任用職員についても、０．０５月分引き上げ、年２．３５月分としています。

本市においても、国と同様の支給月数に引き上げ及び配分の見直しを図ることとします。

ア　平成３０年度の期末・勤勉手当支給月数

期	現　　行 期末手当 勤勉手当 合　　計	改 定 後 ① 期末手当 勤勉手当 合　　計	改定差
6月期	1.225月 0.90 月 2.125月	1.225月 0.90 月 2.125月	－ － －
12月期	1.375月 0.90 月 2.275月	1.375月 0.95 月 2.325月	－ 0.05 月 0.05 月
計	2.60 月 1.80 月 4.40 月	2.60 月 1.85 月 4.45 月	－ 0.05 月 0.05 月

イ　平成３１年度以降の期末・勤勉手当支給月数

期	改 定 後 ① 期末手当 勤勉手当 合　　計	改 定 後 ② 期末手当 勤勉手当 合　　計	改定差
6月期	1.225月 0.90 月 2.125月	1.30 月 0.925月 2.225月	0.075月 0.025月 0.1　月
12月期	1.375月 0.95 月 2.325月	1.30 月 0.925月 2.225月	△0.075月 △0.025月 △0.1　月
計	2.60 月 1.85 月 4.45 月	2.60 月 1.85 月 4.45 月	－ － －

（２）実施時期について

給料表、初任給調整手当及び宿日直手当に関する改定は、平成３０年４月１日に、平成３０年度の期末・勤勉手当に関する改定は、平成３０年１２月１日に遡って実施します。

扶養手当及び平成３１年度以降の期末・勤勉手当に関する改定は、平成３１年４月１日から実施します。

以　　上